

現場説明書の質問に対する回答書

令和2年6月4日

入札参加者様

公益財団法人 横浜市建築保全公社
営繕第二課長

工事名 東品濃小学校屋上改修その他工事

工事場所 戸塚区品濃町559番地

上記工事の現場説明書に関し、質問がありましたので、次のとおり回答いたします。

	質 問	回 答
1	共通仮設（積上）明細 揚重機械器具費 電動ウインチの使用期間は何日見込めばいいでしょうか	40日間を見込んでいます。
2	設計書P5、P11、P12に、アスベストに係る経費が計上されていますが、足場を設置する外壁のアスベスト含有調査を事前に御会社に行い、その結果によりアスベストの含有を確認したとの理解でよろしいでしょうか？ 関係法令（大気汚染防止法第18条の17）で、解体工事等発注者は施工業者に調査を行わせる場合は、必要な費用を適正に負担することになっており、御会社で事前調査を実施していなければ、発注金額にその経費が含まれていることとなりますが、設計書では、当該経費が明示されていません。調査費の有無について明示をお願いいたします。P12共通仮設費の一式計上に含むとの回答ではなく、一式の何%を見込んでいるのかの具体的回答をお願いいたします。	アスベスト含有調査は行っていません。アスベストが含有されているものとみなし、調査費は計上していません。 A-08図 足場設置基準 外部足場 12項による適切な工法で施工を行い、発生した廃棄物は特別管理産業廃棄物として処理するものとします。
3	壁つなぎ穿孔作業を伴う足場設置作業は、作業前に関係機関へ「特定粉じん排出等作業実施届出書」（横浜市環境創造局）及び「建設工事計画書」（横浜西労働基準監督署）を提出し、作業完了後は「石綿排出作業完了届出書」（横浜市環境創造局）及び「産業廃棄物排出状況報告書」（横浜市資源循環局）を提出する必要があると考えますが、如何でしょうか？また、それら書類の作成経費は計上されているのでしょうか？経費計上のご回答については、1項同様でお願いいたします。 書類提出は必要ないとのことのご回答の場合は、必要ないことの具体的根拠のご提示をお願いいたします。	「環創大第433号 石綿含有仕上塗材の除去等作業における留意事項について 1届出について（2）届出不要とするもの イ軽微なアンカー打設作業又はコア抜き作業」にあたりと判断し、届出は不要とします。
		以 上